

平成25年度第1回集団指導

# 介護保険施設等における 基準条例の制定について

沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課

## 介護サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

平成23年に介護保険法等の改正が行われ、これまで厚生労働省令において全国一律に定められていた介護サービス事業所等の人員、設備及び運営等に関する基準を、都道府県等の条例において定めることとなった。

沖縄県条例で定めることとなったのは、下記の介護サービス事業所等の人員、設備及び運営等に関する基準である。

- 指定介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 指定介護療養型医療施設
- 指定居宅サービス
- 指定介護予防サービス

## 県条例で規定することとなった厚生労働省令(介護保険法関連)

サービス種別	基準省令	通知番号
老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	平成11年3月31日 厚生省令第39号
老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	平成11年3月31日 厚生省令第40号
介護療養型医療施設	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	平成11年3月31日 厚生省令第41号
居宅サービス	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	平成11年3月31日 厚生省令第37号
介護予防サービス	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	平成18年3月14日 厚生労働省令第35号

## 県条例制定の考え方

厚生労働省令において詳細な基準が定められ、その基準に基づき、必要なサービスの提供がなされ、各サービス事業所において、適切な設備整備と適正な事業運営がなされていることから、

基本的に厚生労働省令に準ずることを前提とした上で、四つの項目について、県独自の基準を定めている。

なお、厚生労働省令で定めている基準のうち、基本的な事項については、条例で規定し、細かな内容については規則で定めている。

# 沖縄県が定めた条例及び条例施行規則(介護保険法関係)

沖縄県条例	
沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	平成24年12月26日 沖縄県条例第82号
沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成24年12月26日 沖縄県条例第83号
沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	平成24年12月26日 沖縄県条例第84号
沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	平成25年3月30日 沖縄県条例第23号
沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	平成25年3月30日 沖縄県条例第24号

詳細は  
規則で  
規定

沖縄県条例施行規則	
沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則	平成25年3月31日 沖縄県規則第47号
沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則	平成25年3月31日 沖縄県規則第48号
沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	平成25年3月31日 沖縄県規則第49号
沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則	平成25年3月31日 沖縄県規則第50号
沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則	平成25年3月31日 沖縄県規則第51号

(参考例)

厚生労働省令から県条例へ  
県条例から県条例施行規則への委任

(厚生労働省令)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成11年3月31日厚生省令第37号)

平成25年4月1日  
から条例で定める

(沖縄県条例)

沖縄県指定居宅サービス等の  
人員、設備及び運営に関する  
基準等を定める条例  
(平成25年沖縄県条例第23号)

一部を  
規則へ委任

(沖縄県条例施行規則)

沖縄県指定居宅サービス等の人  
員、設備及び運営に関する基準  
等を定める条例施行規則  
(平成25年沖縄県規則第50号)

(参考例)

指定指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成11年3月31日厚生省令第37号)

(従業者の員数)

**第九十三条** 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数
- 二 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

(以下省略)

平成25年4月1日  
から条例で定める

平成25年4月1日  
から条例で定める

(参考例)

沖縄県指定居宅サービス等の人員、設備  
及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成25年沖縄県条例第23号)

(従業者の配置の基準)

**第100条** 指定通所介護の事業を  
行う者(以下「指定通所介護事業  
者」という。)が当該事業を行う事  
業所(以下「指定通所介護事業  
所」という。)ごとに置くべき従業者  
(以下この節から第4節までにお  
いて「通所介護従業者」という。)  
の員数は、次に掲げる通所介護  
従業者の区分に応じ、規則で定め  
るものとする。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護師又は准看護師(以下こ  
の章において「看護職員」とい  
う。)

(以下省略)

詳細を  
規則で規定

沖縄県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営  
に関する基準等を定める条例施行規則  
(平成25年沖縄県規則第50号)

(従業者の配置の基準)

**第33条** 条例第100条第1項に規定する規則で  
定める員数は、次の各号に掲げる通所介護従  
業者(同項に規定する通所介護従業者をい  
う。)の区分に応じ、当該各号に定める員数と  
する。

- (1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ご  
とに、当該指定通所介護を提供している時間  
帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の  
提供に当たる者に限る。)が勤務している時  
間数の合計数を当該指定通所介護を提供し  
ている時間帯の時間数で除して得た数が1以  
上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護職員(条例第100条第1項第2号に規  
定する看護職員をいう。以下この章において  
同じ。) 指定通所介護の単位ごとに、専ら  
当該指定通所介護の提供に当たる看護職員  
が1以上確保されるために必要と認められる  
数

(以下省略)



## 沖縄県条例に規定した県独自の基準

### 1. 研修受講のための環境整備（全サービス）

研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行う事を努力義務として規定した。

### 2. 第三者による評価（全サービス）

サービスの質の向上をはかるため、第三者による評価を受けることを努力義務として規定した。

### 3. 非常災害対策（老福、老健、介護療養型医療施設）

非常災害対策として、食料、飲料水等の非常用食料等を備蓄することを努力義務として規定した。

### 4. 居室の定員（老福）

居室の定員については、1名のところ、知事が特別な事情があると認めるときは4人以下とすることができるよう規定した。

# 1. 研修受講のための環境整備

※ 全サービスが対象です。条項は、条例により異なります。

厚生労働省令

第101条(勤務体制の確保等)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

平成25年4月1日

県条例(平成25年4月以降)

※ 第4項を追加

第108条(勤務体制の確保等)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定通所介護事業所は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

## 2. 第三者による評価

※ 全サービスが対象です。条項は、条例により異なります。

### 厚生労働省令

#### 第97条(指定通所介護の基本取扱方針)

2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

平成25年4月1日

### 県条例(平成25年4月以降)

※ 第2項に文言を追加

#### 第104条(指定通所介護の基本取扱方針)

2 指定通所介護事業者は、その提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

### 3. 非常災害対策(老福、老健、介護療養型医療施設)

厚生労働省令

※条項は、条例により異なります。

#### 第26条(非常災害対策)

指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

平成25年4月1日

#### 県条例(平成25年4月以降)

※ 第2項を追加

#### 第32条(非常災害対策)

指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

## 4. 居室の定員（指定介護老人福祉施設のみ）

厚生労働省令

第3条（設備） 第1項第1号イ

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

平成25年4月1日

県条例（平成25年4月以降）

※ ただし書きの人数を変更

第6条（設備） 第2項第1号

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、4人以下とすることができる。

## 基準の解釈について

沖縄県が独自に定めた基準等の解釈及び運用を除き、厚生労働省課長通知(解釈通知)に準ずるものとする。

サービス区分	国 解 釈 通 知	通知番号
介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について	平12.3.17老企43号
介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について	平12.3.17老企44号
介護療養型医療施設	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について	平12.3.17老企45号
居宅サービス・ 介護予防サービス	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について	平11.9.17老企25号

## 沖縄県が独自に定めた基準等の解釈及び運用

1. 研修受講のための環境整備(全サービス)
2. 第三者による評価(全サービス)
3. 非常災害対策(老福、老健、介護療養型医療施設)
4. 居室の定員(老福)
5. 便所の設置(通所介護、通所リハビリテーション)
6. 生活相談員の資格要件①(老福、通所介護、短期入所生活介護)
7. 生活相談員の資格要件②(特定施設入居者生活介護)
8. 別居親族による訪問介護の提供(訪問介護)

# 1. 研修受講のための環境整備（全サービス）

沖縄県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（勤務体制の確保等）

第108条 省略

2 省略

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定通所介護事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

県の  
解釈及び運用

個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないように配慮すること。



## 2. 第三者による評価（全サービス）

沖縄県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（指定通所介護の基本取扱方針）

第104条 省略

2 指定通所介護事業者は、その提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

県の  
解釈及び運用

質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。

### 3. 非常災害対策（老福、老健、介護療養型医療施設）

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（非常災害対策）

第32条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

県の  
解釈及び運用

非常災害時には、交通インフラの寸断などにより物資の調達が困難になることが想定される。自力で避難することが困難な高齢者の入所系施設においては、利用者が施設内に取り残されることも想定されることから、食料、飲料水等の非常用食料等を備蓄することを努力義務とする規定を追加したものである。

## 4. 居室の定員（老福）

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（設備）

第6条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次に掲げる設備の区分により次項に定めるもののほか、規則で定めるものとする。

(1) 居室

(2)～(10) 省略

2 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、4人以下とすることができる。

(2)～(3) 省略

### 県の解釈及び運用

居室の形態については、ユニット型個室を原則とするが、利用者の多様なニーズへの対応及び利用者費用負担等に配慮し、特別な事情があると認められる場合には、一の居室の利用定員を「4人以下」とすることができることを規定したものである。

既存施設の改築等を行う場合には、現に入所している者の意向に留意すること。

## 5. 便所の設置（通所介護、通所リハビリテーション）

沖縄県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（設備及び備品等）

第102条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

（以下省略）

県の  
解釈及び運用

指定通所介護事業所に設置する便所については、利用定員に応じた適当数を設けるとともに、要介護者等が使用するのに適したものとすること。

## 6. 生活相談員の資格要件(老福、通所介護、短期入所生活介護)

沖縄県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(従業者の配置の基準)

第100条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、次に掲げる通所介護従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。

(1) 生活相談員

(以下省略)

### 県の解釈及び運用

生活相談員の資格要件については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平11.3.31厚生省令第46号)第5条第2項に準じ、①社会福祉士、②社会福祉主事任用資格、③精神保健福祉士、④その他、これらと同等の資格を有すると認められる者、とすることが国解釈通知(平11.9.17老企25号)において規定されている。

本県においては、④に規定される者を、④-1 介護福祉士、④-2 介護支援専門員の資格を有する者とする。

## 7. 生活相談員の資格要件 （特定施設入居者生活介護）

沖縄県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（従業者の配置の基準）

第218条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、規則で定めるものとする。

(1) 生活相談員

（以下省略）

県の  
解釈及び運用

特定施設入居者生活介護における生活相談員の資格要件については、介護老人福祉施設等における生活相談員の資格要件に準ずるものとする。

## 8. 別居親族による訪問介護の提供（訪問介護）

沖縄県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第26条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

県の  
解釈及び運用

別居親族による訪問介護の提供については、家族介護との区別が付きにくいこと、外部の者の目が届きにくいことからくるサービスの質の低下に繋がること懸念されることから、特別の理由がある場合を除き、原則として認めないものとする。

特別の理由があるものとして別居親族による訪問介護の提供を行う必要がある場合には、要介護者等の居住地を管轄する保険者と事前に調整を行うこと。

## 県が独自に定めた基準等の解釈及び運用の適用一覧

	1. 研修受講のための環境整備	2. 第三者による評価	3. 非常災害対策	4. 居室の定員	5. 便所の設置	6. 生活相談員の資格要件①	7. 生活相談員の資格要件②	8. 別居親族による訪問介護の提供
1 指定介護老人福祉施設	30(4)	16(6)	32(2)	6(2)1		5(1)2		
ユニット型	52(5)	47(8)	54準			5(1)2		
2 介護老人保健施設	30(4)	16(6)	32(2)					
ユニット型	52(5)	47(8)	54準					
3 指定介護療養型医療施設	28(4)	16(6)	30(2)					
ユニット型	50(5)	45(8)	52準					



## 県が独自に定めた基準等の解釈及び運用の適用一覧

	1. 研修受 講のため の環境 整備	2. 第三者 による評 価	3. 非常災 害対策	4. 居室の 定員	5. 便所の 設置	6. 生活相 談員の 資格要 件①	7. 生活相 談員の 資格要 件②	8. 別居親 族による 訪問介 護の提 供
4 居宅サービス								
01 訪問介護	32(4)	23(2)						26
基準該当	47準	47準						
02 訪問入浴介護	59準	53(2)						
基準該当	63準	63準						
03 訪問看護	79準	71(2)						
04 訪問リハビリテーション	89準	84(2)						
05 居宅療養管理指導	98準	94(2)						
06 通所介護	108(4)	104(2)			102	100		
療養	131準	131準			119			
基準該当	135準	135準				132		
07 通所リハビリテーション	146準	139(2)			138			
08 短期入所生活介護	168準	155(6)				148		
ユニット型	179(5)	174(8)				148		
基準該当	188準	188準				183		
09 短期入所療養介護	204準	194(6)						
ユニット型	214(5)	209(8)						
10 特定施設入居者生活介護	233(5)	226(6)					218	
外部サービス利用型	248準	248準					240	
11 福祉用具貸与	258(2)	254(3)						
基準該当	265準	265準						
12 特定福祉用具販売	276準	276準						

## 県が独自に定めた基準等の解釈及び運用の適用一覧

	1. 研修受 講のため の環境 整備	2. 第三者 による評 価	3. 非常災 害対策	4. 居室の 定員	5. 便所の 設置	6. 生活相 談員の 資格要 件①	7. 生活相 談員の 資格要 件②	8. 別居親 族による 訪問介 護の提 供
5 介護予防サービス								
01 訪問介護	29(4)	40(2)						23
基準該当	47準	47準						
02 訪問入浴介護	57準	58(2)						
基準該当	63準	63準						
03 訪問看護	75準	76(2)						
04 訪問リハビリテーション	85準	86(2)						
05 居宅療養管理指導	94準	95(2)						
06 通所介護	103(4)	109(2)			100	98		
基準該当	116準	116準				113		
07 通所リハビリテーション	124準	125(2)			119			
08 短期入所生活介護	143準	144(2)				130		
ユニット型	158(5)	165準				130		
基準該当	172準	172準				167		
09 短期入所療養介護	182準	183(2)						
ユニット型	195(5)	202準						
10 特定施設入居者生活介護	214(5)	219(2)					204	
外部サービス利用型	235準	237準					228	
11 福祉用具貸与	244(2)	250(2)						
基準該当	254準	254準						
12 特定福祉用具販売	263準	264(2)						